

虐待・暴力のない地域へ

子ども・高齢者への虐待や、女性への暴力は、人権侵害であり、決して許されません。
虐待や暴力の問題解決には、地域全体で取り組むことが大切です。子ども・高齢者・女性を、地域みんなが守っていくために、正しい知識を持ち、私たちができることを考えてみましょう。

11月は児童虐待防止推進月間です

もしあなたが、子どもの泣き声を聞いたり、子どもをたいている親を見かけたりしたときはどうしますか？

児童虐待防止法では「虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童相談所等に通告しなければならぬ」と規定されています。調査の結果、虐待の事実が認められなかったとしても、通告をした人が責任を問われ、処罰されたりすることはありませぬ。通告は匿名でも行うことができ、その内容に関する秘密は守られます。

しつけと虐待の境目は

しつけのためだと親が思っても、たたいたり怒鳴ったりすることは、正しいしつけで

はありませぬ。また、子どもの心を傷つける暴言も虐待になります。「暴力(体罰)や暴言はしつけではない」ことを、子どもの視点で改めて考えてみましょう。



子どもを虐待から守るための5カ条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡を
- ②「しつけのつもり」は言い訳。子どもの立場で判断を
- ③一人で抱え込まない。あなたにできることから行動を
- ④親の立場より子どもの立場。子どもの命が最優先

(別表1)

児童虐待の連絡先一覧(連絡は匿名でも構いません)

連絡先	電話番号	備考
市子ども家庭センター	☎3443	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時
群馬県北部児童相談所	☎1010	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
児童相談所 全国共通ダイヤル	189	年中無休 24時間受け付け
渋川警察署	☎0110	緊急を要する場合は110番

ホームページID 11788

高齢者への虐待が起こらない「渋川市」を目指して

高齢者への虐待は、早期に発見することで深刻な事態を防ぐことができます。虐待の種類や要因、虐待と思われる行為を見かけたときの対応を知り、みんなが住みやすい「渋川市」を目指しましょう。

なぜ虐待が起きてしまうのか

- ▽性的虐待⇨本人が嫌がる性的な行為やその強要
- ▽認知症の発症や悪化
- ▽介護知識や認知症への理解不足⇨介護負担による心身のストレス
- ▽近隣からの孤立
- ▽経済的問題 など
- ▽虐待の要因は、複雑な要素が絡み合って発生する傾向にあります。また、虐待をする側と受けている側、双方ともに自覚がない場合もあります。本人のためを思っている行動が虐待に当てはまる場合があります。

高齢者虐待の5つの種別

- ▽身体的虐待⇨殴る、蹴るなどの身体的な暴力
- ▽心理的虐待⇨怒鳴る、無視するなどの精神的な苦痛を与える行為
- ▽経済的虐待⇨年金や財産を本人の同意なしに使う行為
- ▽介護放棄⇨必要な世話や介護を怠ること

女性に対する暴力をなくそう

11月12日(火)～25日(月)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。この機会に女性への暴力について考え、正しい知識の下、女性の人権を尊重するなど、私たちにできることを考えてみましょう。

女性に対する暴力の問題に関する相談先

配偶者や恋人など、親しい関係にある、または親しい関係にあった人からの暴力で悩んでいる女性は、我慢せずに周囲や支援機関に相談しましょう。

また、暴力などに悩んでいる女性が身近にいたら、「あなたは悪くない」と伝え、相談窓口を案内しましょう(別表2参照)。



(別表2)

女性への暴力の連絡先一覧

内容	連絡先	電話番号	HP
性犯罪・性暴力	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	#8891 (はやくワンストップ)	
	性暴力に関するチャット相談 Cure time (キユアタイム)	-	
	性犯罪被害相談電話(警察)	#8103 (ハートさん)	
配偶者・交際相手からの暴力	DV相談ナビ	#8008 (はれれば)	
	DV相談プラス	0120-279-889 (つなぐはやく)	
女性の人権に関する相談・悩みごと	女性の人権ホットライン ※IP電話からは接続不可	0570-070-810 (ゼロナナゼロのハートライン)	

全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」

法務省と全国人権擁護委員連合会は、11月13日(水)～19日(火)を「女性の人権ホットライン強化週間」としました。これに合わせて、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど、女性の人権に関する相談・悩みごとへの電話相談窓口「女性の人権ホットライン」の受付時間

を延長します。対応は人権擁護委員と法務局職員が当たり、秘密は固く守られます。強化週間中の受付時間 午前8時30分～午後7時(土・日曜日は、午前10時～午後5時) ※通常の受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分

詳しくは、本政策戦略課(☎8419)へ。ホームページID 3296

(別表3)

市地域包括支援センター一覧

センター名・電話番号	所在地
中央地域包括支援センター ☎2179	石原80 (市役所本庁舎内)
西部地域包括支援センター ☎7567	渋川(藤ノ木)2659 (北毛介護支援センター内)
金島・伊香保地域包括支援センター ☎8366	金井2212-1 (特別養護老人ホームかない苑内)
古巻地域包括支援センター ☎1300	半田785-5 (特別養護老人ホーム永光荘内)
豊秋地域包括支援センター ☎2231	石原564-1 (介護老人保健施設銀玲内)
小野上・子持地域包括支援センター ☎8025	中郷2399-7 (特別養護老人ホーム春日園内)
赤城地域包括支援センター ☎2218	赤城町北赤城山1055-1 (介護老人保健施設赤城苑内)
北橋地域包括支援センター ☎7720	北橋町八崎2349-17 (第二デイサービス虹の家内)

無意識のうちに介護を頑張り過ぎていませんか?

高齢者虐待の主な要因に「介護疲れ・ストレス」があります。心身ともに余裕をもって介護を続けていくため、介護の限界を感じる前に、地域資源や介護サービスなどを活用し、介護者の負担を減らしましょう。

小さな気付きや相談が虐待の防止につながります

▽家の中から大声で怒鳴る声がする
▽顔や腕などに不自然なあざ
▽近い、姿を見かけない
▽介護者の態度が否定的だったり、攻撃的である など
これらのことが当てはまる、気がかりな高齢者がいた場合、疑いの段階でも、迷わず別表3の地域包括支援センターへ相談してください。

詳しくは、市中央地域包括支援センター(☎2179)へ。ホームページID 382